

保育士の主な職務内容の分析

An Analysis of Nursery School Teaching and Care Work of Nursery School Teachers

河野 利津子・成田 朋子

Ritsuko KOHNO and Tomoko NARITA

Since the profession of nursery school teachers was nationally qualified, their daily teaching and care work has diverged and become more professional.

The purpose of this paper is to categorize nursery school teachers' work through observation with one-year olds as well as teacher interviews. Using this data, we examine how to utilize it in nursery teachers' training curriculum.

Three researchers observed nursery teacher's work separately and recorded how they worked with 1-year-olds in the classroom for half a day, in 6 public and private nursery schools in Japan. Recorded tasks were categorized into three categories: education, care and other. The results propose three steps, 1) Teachers should be aware of what they teach based on categorized jobs when teaching at teacher training schools. 2) Teachers should know what they do not teach at classes and, should investigate who would teach those areas. 3) Make those untaught subjects into the formal part of the school curriculum, like the required preparatory education for teaching practice.

はじめに

保育所保育指針が改定告示され、指定保育士養成施設の養成課程が改正された。新しい養成課程では、保育原理（4単位）が保育原理（2単位）と縮小され、保育者論（2単位）が追加された。また、保育実習の事前事後指導の単位も1単位から計3単位（必修科目2単位、選択必修科目1単位）へと増えた。これらの改正は、保育所の役割や保育士等の職務が法的に明確化されてきたことに基づく流れのものである。

保育士等、なかでも保育士の職務が明確化されてきたことは、特筆に値する。従来、保育所の保育士（旧称「保母」。以下、省略）が主として携わってきた保育の内容は、「保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第12条第1項に規定する健康診断を含むものとする。」（児童福祉施設最低基準 旧第

35条）として、非常に曖昧であった。すなわち、「自由遊び」と「昼寝」が中心で、専門的職務と言い難い面があった。また保育所保育指針にも法的拘束力がなく、参考にするという程度の位置づけであった。

これに対して平成21年4月1日からの児童福祉施設最低基準第35条では、「保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が、これを定める。」とされた。そしてこの厚生労働大臣の定めが「保育所保育指針」として同日から施行された。

これらの法的な整備により、保育所保育指針に基づく保育が保育士等の職務として位置づけられたのである。この位置づけに基づけば、保育士の職務は、保育所保育指針に基づく保育を実施することであると言える。では保育士の職務は、具体的には、何をすることであろうか。保育士は何をしているのであろうか。法的整備が進む以前に遡り、保育士の職務を、研究と

いう視点から捉えてみたい。

平井ら(1973)は、保育所において乳児保育を実施するにあたり、保育日課記録項目(保育者用)として、保育者の行動レベルのチェックリストを作成した。それに含まれていたのは、「○ベッドをつくる 食事はこぼ 食べさせる おむつをとりかえる 便所に促す 手を洗わせる 入浴させる 体操させる 検温する」「○遊びの相手になる 抱く 散歩する 話を聞かせる」「○便器を片付ける 掃除をする 保護者と話す 保育日誌を書く 休息をする 食事をとる 電話に出る 客に対応する その他自由記載をする」であった。「○」の括りが、それぞれ「養護」「教育」「その他の職務」におおむね対応しているところから、40年ほど前から「養護」と「教育」の視点があったことがうかがえる。

手島(1979)は、「保育者の職務内容に関するアンケート」をして、幼稚園と保育所の保育者の職務の実態を調べた。ここでは7領域計37項目が取り上げられている。以下ではその主なものを述べる。「A. 保育指導」としては「1. 週案作成」「2. 日案作成」「3. 設定保育」など10項目、「B. 保健指導」としては「1. 給食準備」「2. 給食指導」など7項目、「C. 環境整備」としては「1. 教材準備」「2. 作品展示」など4項目、「D. 記録・評価」としては「1. 出席の記入」「2. 日誌の記録」など4項目、「E. 会議・研修」としては「1. 打ち合わせ」「2. 職員会議」など4項目、「F. 家庭連絡」としては「1. 家庭通信」「2. 養育相談」など4項目、「G. 事務」としては「1. 一般事務」「2. 会計事務」など4項目が取り上げられていた。

この研究をさらに深く、かつ詳細に分析したものが、全国保母養成協議会・専門委員会(1983)である。この委員会は、保母の職務内容を実施状況、本務性、専門性、担当クラスの有無、職務にかかる時間などから分析した。ここで3歳未満児の保育における保母の職務内容として取り上げられているのは、9領域計68項目であった。それを列記したものが表1である。このような分析が、現行の法体系の下での保育士の職務についても求められよう。

清水(1985)は、保母の保育業務として「健康観察」「遊び・教育的活動」「食事の介助」「身の回りの世話」「午睡の準備・監視」「保育記録」「清掃」「降園・保護者連絡」「定例行事」「事務」「身支度」「昼食および休

憩」という12の内容を取り上げ、それぞれにかけている時間を地域・設置主体、および保母の年代で比較した。その結果、「身の回りの世話」では私立保育所が公立保育所よりも費やす時間が長かった。また40代の保母は20代、30代の保母よりも、「事務」にかかる時間が長いことが明らかになった。この研究は、保育者の職務をヘルス・ケアに結びつけている点で興味深い。

そこで本研究では、保育士養成課程を念頭において、保育士の職務を分析することにした。その際、本研究の元となる材料は、観察と聞き取りによって得ることにした。保育現場で実際に保育士が行っていることに戻り、それをスタートラインとして、保育士の職務を再分析し、養成教育に役立つ資料を提供することが本研究の目的である。

保育士養成課程を念頭において保育士の職務を分析するにあたり、職務を大きく3つに分けた。その1つは「養護」に関する職務である。保育所では養護と教育を一体的に行うため、実際には「養護」だけを取り出すことは不可能である。しかしながら、保育士養成課程を念頭に置いた場合、「養護」を独立に扱う方が、教授しやすいと考えられたからである。

2つ目は「教育」に関する職務である。この職務は、5領域のそれぞれに関係する職務と、保育所における教育的環境の構成に関係する職務で構成することにした。こうすることで「保育の内容」の領域に属する教科目の中で、5領域の各教科で分担して教授可能となる。環境構成に関しては、全ての教科で教授するか、保育内容総論など統合科目で教授することが適当であろう。

最後は「その他」の職務である。ここに含まれる職務は、さらに、保育の計画及び評価、会議・研修、家庭との連携、地域連携、地域子育て支援、事務に分類できる。これらはいずれも、子どもに直接接しない場面で行われる職務である。

方法

- (1)調査対象 I市にある公立保育所2カ所、N市にある公立保育所1カ所と民間保育所1カ所、O市にある公立保育所1カ所と民間保育所1カ所を調査対象とした。
- (2)調査期間 平成20年8月から12月を調査期間とした。
- (3)手続き 研究者が保育士の職務について、保育所に出向き、観察をした。その後、当該保育所で保育士

表1. 保育士の職務内容 (全国保育養成協議会・専門委員会, 1983による)

A 保育指導	1 月間指導計画の作成	B 生活指導および関連事項	24 午睡準備と後片付け	E 評価・記録	47 出席簿の記入・整理
	2 週の指導計画(週案)の作成		25 寝具の衛生管理(日光消毒、シーツ取り替え)		48 個別保育経過の記録
	3 日の指導計画(日案)の作成		26 手・顔などの清拭		49 保育日誌の記入
	4 個人別指導計画の作成		27 清潔指導		50 保育経過の評価記録(記録簿の記入)
	5 計画された保育(設定保育)の指導		28 衣服の着脱、介助と指導		51 児童票の記載
	6 自由遊びの指導		29 沐浴介助	52 保育に関する職員の打合せ	
	7 園の全体集会の指導		30 沐浴の準備と後片付け	53 職員会議	
	8 個々の乳幼児の個別指導		31 おしぼり・タオルの洗たく	54 園内研修(教材研究、技術の修練、研究保育)	
	9 園外保育(散歩)の指導		32 たんれん活動(日光浴、外気浴、まさつなど)	55 園外研修(学会、研修会、講習会、見学など)	
	10 障害児の保育指導		33 送迎時の視診・検温	56 園外定例会	
B 生活指導および関連事項	11 授乳介助	C 保健・安全	34 家庭での様子の確認(便の状況、食欲、睡眠、きげんなど)	G 家庭連絡	57 家庭との通信(組だより・連絡表など)
	12 離乳給食の介助と指導		35 事故時の応急手当		58 送迎時の連絡
	13 年少幼児給食(間食)の介助と指導		36 身体測定		59 育児相談・親への助言指導
	14 調乳および調理		37 健康診断時の介助		60 家庭訪問
	15 給食(間食)の準備・配膳・後片づけ		38 保健指導	61 保護者会・保育参観・こんだん会	
	16 哺乳びんの洗浄、消毒		39 安全指導	62 一般事務(庶務)	
	17 おむつ交換		40 避難くん練	63 資料・通信等の印刷・発送	
	18 排泄自立介助と指導		D 環境整備	41 教材・遊具の準備、後片付け	H 事務
	19 排便時のおむつのしまつ	42 玩具の消毒点検		65 パート保育との連携	
	20 おむつの洗濯	43 作品展示・室内装飾、環境構成		66 調理員との連携	
	21 便器の用意・あとしまつ	44 担任する保健室の清掃・点検		67 他機関との連携	
	22 睡眠介助・午睡指導	45 その他の園内の清掃・点検		68 その他	
	23 ベッド整備	46 安全点検			

に聞き取りを行った。原則として、1つの保育所で1日の時間をかけた。

結果

観察結果の一部を〈表2〉に示す。

観察結果をもとに職務を分類整理し、表3、表4、表5を作成した。

表3に「養護」にかかる保育士の職務内容を示す。出勤から退所までのおおむねの時間の流れに沿ってまとめてみた。保育室の環境調整や保育室、園庭の清掃など、子どもと接する以外にも様々な養護にかかる職務があることが明らかになった。

表4は「教育」、すなわち主な保育内容(保育士の

援助事項)にかかる職務内容を領域別に示したものである。担当する子どもの年齢によって職務が異なること、各園の独自性が相殺されていることを考えると、多岐にわたっていることがわかる。

表5は「その他」、すなわち子どもと接しない場面で行われる保育士の職務をまとめたものである。保育の計画及び評価、会議・研修、家庭との連携、地域連携、地域子育て支援という5つ柱は、保育所保育指針によるものである。事務的な仕事を含めているのは、従来の研究に加えて、保育所の職員に事務に携わる職員がいないこと(児童福祉施設最低基準第33条)をふまえたものである。

表2 Y保育園の観察記録の一部

	保育士A	保育士B	保育士C
9:00		おやつ準備(机をふく、配膳) 子どもの様子を見る 言葉かけ 3人	
9:05	2人の園児にエプロンをつける エプロンがずれるので直す テーブルの8人を担当し、おやつ喫食状況を確認する おやつ食欲状況についてAとB打ち合わせ 園庭遊びの可否や、帽子、遊び終了後の足洗いの方法を保育士Bと打ち合わせ	手洗いに誘う 1人 「マンマ」ももぐもぐをしてみせる ごちそうさまの言葉かけ 1人 保育士Aと打ち合わせ	お茶の入ったコップを配る おやつを食べている様子を見ている 歯ブラシを配る 食べ終わった子から、歯ブラシで歯を磨いてあげる
9:10	おやつコップ、皿の片付けのため調乳室往復する 排泄を促し、トイレに誘う 1人 排泄介助 1人 排泄のため拭いた子のパンツ、ズボンを裏返し、調える 履くときに援助する 5人の子どもを順次園庭へ誘導する 「5人でまーす」とBとCに声をかける 靴を履く援助 素早く園庭中央に立つ	歯磨き 3人 トイレ、手洗い、ズボンをはかせる 1人 戸外へ出る準備 帽子をかぶせる 4人	ぐずっている子に語りかけ、おやつを食べるようにながす 歯ブラシで歯を磨く 食べ終わった子のお皿をかたづける コップをかたづける 歯を磨いた子にお茶を飲ませる
9:15	ズック履き援助 5人 ベランダから三輪車を園庭中央付近まで運ぶ 1台 子どもが三輪車に乗ったままの状態を背中を押す 2段の階段をおろし、園庭中央付近まで背中を押す ペダルの踏み方を伝える 背中を押して進ませる	戸外へ出る準備 帽子をかぶせる 3人しながら女児をだっこ 靴下を脱がせる 5人 おやつを食べている子のところに行く、声かけ 2人 食べ終わると靴下を脱がせる 外へ出る準備をさせる 5人 食事をしている子を見に行く 3人	片付けをしながら、おやつを食べている子に話しかける 歯ブラシで歯を磨き、お茶を飲ませる 終わったら、外へ行くように促す 下げたコップを洗い流しの脇にかたづける 歯ブラシを片付ける テーブルをふく おやつのお皿を、一人の女の子と一緒に、調理室へ運んで片付けに行く
9:20	一人手をひき三輪車の子どもを背中を押す 砂場の子どもに近づき話かける 2人 2人のトラブルの仲裁に入る 園庭で遊ぶ子どもの数を数える 砂場から門扉周辺に移動し、4人の子どもを園庭や砂場に誘導する 砂場に戻り、7人を見守る 話しかける	園庭遊び(三輪車で遊ぶ子6人と一緒に遊ぶ)	女の子と一緒に部屋に戻り、部屋の電気を消し、エプロンを外し、子どもに赤い帽子をかぶせて、園庭へ行く 部屋に戻り、中を確認する 部屋の中に入った子を抱いて、連れていく 靴をはかせ、手をひいてみんながいる砂場に連れて行く 園庭に散らばった子どもを探し、様子を見る 砂場で、子ども2人とすわりこんで一緒に遊ぶ
9:25	甘えてきた子をおんぶする 1人 しゃみこんで話を聞く 7人 7人と一緒に園庭内でやまを作り始める 立ち上がり子どもの数を確認 安全な位置にいるか体を移動させて確認 元に戻る	三輪車で遊ぶ子に声をかける 6人 鼻をかんでやる 1人 泣いている子を抱っこ	子どもの母親が来たので、その母親の対応のため部屋に入り、走って事務所のほうへ行く 母親と話したあと、園庭へ戻る ふらふらしている子に声をかけ、遊びに誘う 全体を見ながら、子どもへ声掛けしたり、遊んだりしている(2~3人を常に相手にしている) 座り込んで、2人と遊んでいる
9:30	砂場の道具を近くの子に配分する お茶を飲むまねをしてごっこ遊びの相手をする 7人に話しかける	三輪車で遊ぶ子について走る 6人 子どもについて走る 輪を出してくる 輪で遊ぶ子と話す 3人	遊び道具を持ってきたり、声掛けをして遊びに関わる 座り込んで、じっくり遊んでいる(子ども2人)
9:35	立ち上がり子どもの数と遊びを確認する シャベルやカップなど広がった道具を片付ける 人数確認をする 子どもの数と遊びを確認する 帽子をかぶせなおしをする 園庭に広がった道具を片付ける 登園した子の視診をし、湿疹に気づく 近くの保育士に湿疹について相談する	輪で遊ぶ 泣いている女児を抱っこしながら遊んでいる子に声をかける 7人	座り込んで、じっくり遊んでいる(子ども2人) ひとりの子を連れて部屋へはいる
9:40	三輪車に乗っている子どもの背中を押す 押しながら、安全な位置につれていく 不安そうな表情の子どもの手をつないで園庭一周する その子を園庭から使用できるトイレに誘導する	保護者1人と会話 子どもと対話2人 ボールを出してボール遊び	トイレの前で、ズボンを脱がせ紙パンツのままトイレの奥へ連れて行く エプロン、手袋をして、ウンチを漏らしてしまった子のおしりをお湯で洗浄をする タオルで、おしりをきれいにふき、エプロン、手袋を外し、トイレの前でパンツをはかせ、ズボンをはかせる 手をつないで、外に連れて行く 靴をはかせ帽子をかぶせる
9:45	室内の保育士に声をかけ排泄援助をお願いする 子どもの靴を抜かせてトイレへ誘導する 砂場に戻り、けんかをしている子の仲裁をする トイレ誘導した子どもについて保育士と打ち合わせ 登園した子どもの顔色、湿疹について相談する	遊んでいる子ども一人ひとりと会話 6人 砂場に近寄る…砂場で遊んでいる子に声をかける	園庭で転んだ子の様子を、他の保育士とともに確認する 三輪車に乗る援助をする 座り込んで、3人の子どもと関わりながら、他で遊ぶ子がどこにいるのかを確認する ひとりの子どもを膝に乗せて語りかけている
9:50	散らばったシャベル、皿を片付ける 子どもの人数と遊びの確認をする	砂場で遊んでいる子に声をかける 3人 滑り台2人 砂場3人 ボール2人の様子を観察し必要に応じて声かける	押し車で遊ぶ子とおまごをする子とに囲まれている(子ども4人→5人→6人と増えていく)

観察したクラス：Y保育園 1歳児クラス 児童の数：15名 保育士数：3名(この3名を観察)

観察日時：平成21年2月16日(月) 【天候：晴】 9時00分～12時05分

表3. 「養護」にかかる保育士の職務

項目	内容
登所時健康観察	・顔色、機嫌の観察・保護者との連携・連絡ノートのチェック
保育室の環境調整	・採光、室温、湿度、騒音のチェック・危険物のチェック
排泄	・オムツの交換・パンツの履き替えへの援助・オマルへ誘導援助 ・トイレの始末・オマルの始末・汚れの始末・下着の整理と確認 ・便の状態をチェックと記録・沐浴・洗濯
手洗い（5回以上）	・洗面所への誘導・手洗いの確認と指導・お手拭タオルの確認
調乳 授乳	・調乳室の整備・湯沸しと温度調節・個々の子どもの分量確認 ・授乳（語りかけ）・量の確認と記録・個々の授乳時間チェック ・哺乳瓶の洗浄と消毒
水分補給	・お茶を用意する・個々のコップに入れる・量を確認 ・コップの片付け・机や椅子の配置
おやつ準備 （1～2回）	・机や椅子の配置・調理室から運ぶ・配膳・アレルギー等への配慮 ・食べた量を観察、記録・片付け
食事	・机の配置と配膳準備・調理室から運ぶ・配膳（個別チェック） ・離乳食への配慮（砕く、つぶす）・個々の離乳食の内容確認 ・意欲を持って食事ができるように言葉かけ・個々への介助と状況を確認 ・残量のチェックと記録・片付け（机、床の清掃）・残量確認 ・調理室へ運ぶ・調理員との連携
着替え（2～3回）	・汗や汚れの確認・着替え用衣服の枚数確認・衣服の着脱の援助 ・午睡前後の着替え・洗濯・個別袋へ入れる・個別連絡 ・汗を拭いてあげる
午睡	・部屋の掃除・布団敷き・個別誘導・添い寝、語りかけ ・うつぶせ寝のチェック・個々の記録・布団の片付け
保育室、園庭の清掃	・掃く、拭く（机床他）・水やり
ケガ等の応急手当	・応急手当・保健室へ誘導
その他	・乾布摩擦・身体測定・危険箇所のチェック・靴を履かせる ・沐浴・洗面所、トイレ点検・その他の洗濯・整理整頓

表4. 「教育」（保育の内容）にかかる保育士の職務

健康	戸外で遊ぶ	・子どもと一緒に遊ぶ・子どもの様子を観察 ・ハイハイを促す・遊具の準備・遊具と一緒に遊ぶ
	運動遊び	・健康への気づき・手遊びをする・一緒に遊ぶ・遊びの援助 ・清潔の習慣・手洗いの習慣・子どもの1日の生活の流れを考える ・乾布摩擦の習慣・歯磨の習慣 ・安全についての気づきを促す・避難訓練の計画と実施
人間関係	集団遊び	・ゲーム、ごっこあそび等の計画と実施・子ども同士のやり取りの仲立ち ・決まりやルールを知らせる・異年齢の遊びの援助・けんかの仲立ち ・充実感が味わえるような言葉かけ・達成感の味わえる機会を工夫 ・共同での活動の機会を工夫
	当番活動	・飼育栽培活動の計画実施・給食当番活動の計画実施・その他の当番活動の計画実施・決まりを守ることへの意識づけ
	地域社会	・高齢者との関わりの機会をつくる・外国人とのふれあいの機会をつくる・家族の一員としての意識を高める ・地域の人たちとの関わりの機会をもつ
環境	自然体験	・公園へ行く・散歩の援助・落ち葉や木の実で遊ぶ経験をさせる ・四季の花で遊ぶ・小動物や植物の飼育・栽培、水、土、砂を使った遊びの経験・調べたり観察したりするように促す・命の尊さへの気づき・数量や図形に関心を持つように促す
	社会体験	・行事遊びの準備・公共施設見学等の計画、実践・社会の出来事を知らせる・働いている人々について知らせる・国際理解への関心を促す
言葉	絵本・ペープサート等	・読み聞かせの工夫・絵本の読み聞かせをする・ペープサートをする ・ペープサート等教材を作る・言葉の美しさに気づく工夫（わらべ歌、手遊び、素話）・劇遊び・ごっこ遊びの会話を促す
	子どもの会話	・子ども同士の会話の仲立ち・安心して話せる雰囲気づくり ・発表の機会をもつ・話し合いの機会をもつ・劇遊び・あいさつ ・生活経験に合わせた言葉のやりとり・相手に分かるように話す援助
表現	絵画制作	・教材を選び準備・絵画や制作の経験をするための準備と実施・題材を選び実施するための工夫・道具の正しい使い方を知らせる
	身体表現	・季節の自然物を使った制作
	音楽	・リズム遊びを一緒にする・模倣遊びを一緒にする・ピアノを弾く・劇遊びをする ・歌を歌い楽しむ・音楽を聴く・楽器あそびを楽しむ・楽器を製作し遊ぶ・楽器を用意し、使う機会をつくる ・感動を味わい伝え合う機会をつくる
環境構成	保育環境づくり	・遊びのためのコーナーをつくる・壁面飾りを工夫する・教材を子どもが取りやすいようなところに置く・部屋の配置・園庭でのあそびの工夫・自然物や生き物を用意・栽培などの自然環境の整備・保育室のインテリアを工夫・雰囲気作りのための音楽を選曲・発達に即した玩具、遊具、用具の工夫・子どもの作品を掲示 ・教材、遊具の整備、後片付け

表5. その他、子どもと接しない場面における保育士の職務

保育の計画及び評価	保育の計画作成	・保育計画（保育課程）立案と記入 ・指導計画（月間指導計画・週の指導計画・日案）作成 ・個人別指導計画作成・保育計画作成のための話し合い
	記録	・出席簿の記入・個別記録作成・保育日誌記入・児童票の記入・健康記録作成 ・授乳、食事のチェック記録
	評価反省	・指導計画に基づく評価、反省記入・クラス会議による評価、反省
会議・研修	会議	・職員会議・打ち合わせ（朝・昼・夕）・クラスごとの打ち合わせ・年齢別会議・分掌別会議・対外的な会議に出席
	研修	・園内職員研修・外部の職員研修・各種講習会・個人研究
家庭との連携	保護者との連携	・連絡帳の記入・送迎時の面談・家庭訪問・個人懇談 ・クラスだよりや園だより、各種たよりの作成・保護者会、懇談会開催・育児相談 ・保護者会主催行事に参加・電話による連絡
地域連携	地域連携	・地域の行事参加・自治会との懇談・地域の公的機関との懇談や活動への参加
地域子育て支援	地域子育て支援	・出前保育・保健センターとの連携・井戸端会議参加 ・地域子育て支援センター行事参加・一時保育・相談業務
事務	事務	・一般事務（庶務）・集金・通信発送・教材選定と注文 ・印刷
その他		・園の整備（清掃）・園行事の準備と整備・パート職員との連携・調理員、看護師との連携 ・教材研究・作品展示・誕生会等各種行事の計画、準備・着替え（保育士） ・各種会議や研修に出張・家庭訪問

考察

以上の結果を、以下の3点について考察する。

1) 本研究の保育士養成課程における活用について

新保育士養成課程で必修科目に位置づけられた「保育者論」の〈内容〉には、「1. 保育者の役割と倫理」として「役割」が含まれている。また保育実習Ⅰの〈保育所実習の内容〉には、「5. 専門職としての保育士の役割と職業倫理」として「(1)保育士の職務内容」が含まれている。「保育者論」で学んだことを「保育所実習」で確認しつつ、習得するという流れであろう。しかしながら、「保育士の職務」に関するこの種のデータはほとんどなかった。そこで本研究では、保育所における観察と聞き取りを元に、保育士養成課程を念頭において職務を分析した。本研究で得られた結果は、表3から表5にまとめられた。以下では、これらの表の活用方法について議論する。

保育士養成課程でこの表を活用するには、次の3つのステップを踏む必要がある。第1ステップは、これらの全ての職務を保育士養成課程の教員が共通理解することである。自分が教えている内容が、これらの職務のどこにつながるのかをそれぞれの教員が意識する必要がある。その上で、職務遂行に効果的な教授を意識することが求められる。

第2のステップは、教授していない内容に気づくことである。保育士養成を行っている施設は、主として短期大学、大学、専修学校等である。それぞれの施設には、文部科学省の指定する設置基準があるため、実務経験者を教員として数多く雇うことは困難である。そこでこの表にある内容でも、養成施設で教授していない内容があるのは避けられないことであろう。教授していない内容を、今後、誰がどのように教授していくのかを検討する必要がある。

最後のステップは、教授していない内容を養成課程のカリキュラムに組み込むことである。保育実習の系列の中で、教授していない内容を教授するのも良い。保育所の実習指導者と連携し、実習の中で経験させてもらうのも1つの手段である。事前事後指導の中で学生に気づかせていくという手もある。新設された「保育者論」の中に組み入れるのも良いであろう。いずれにせよ、カリキュラムに組み込んで教授していくことが必要である。

なお、保育士の職務について実習との関係で検討した研究があるので、引用しておきたい。

土田ら（1999）は、実習生が体験する保育所以外の児童福祉施設での保育士の職務について、実習先の施設へのアンケート調査を実施している。先行研究に依

掘しながら、職務項目を、A：対象児（者）との関わり、B：環境整備活動、C：連絡・会議・その他、の3群(106項目)に分類して分析したところ、保育士の職務として一括されている職務は、施設類型ごとに異なること、また実習生と保育士間でも職務は異なることを論じた。

高橋ら(2005)は、現場に出てから生じる問題の傾向を把握するため、卒業生へのアンケートを行った。そして、この卒業生アンケート結果をもとに、実習指導の内容を決定する手順を紹介している。卒業生が学生の間にもっと学んでおきたかった課題としてあげている内容は、全国保育士養成協議会専門委員会研究報告に照らし合わせると、保育現場で時間をかけて行われている、保育活動に関する職務内容と個別指導、保育指導の評価等、保育者として専門性が要求される職務内容とがあることがわかった。

以上の内容を参考にしながら表3～表5を活用することが望まれよう。

2) 本研究の保育現場における応用について

次に本研究の保育現場における応用について述べる。保育士の職務を特定することは、労働条件を検討する上で必須のステップである。例えば、現在、児童福祉施設最低基準で保育士の数は、乳児の場合子ども3人に対して1人、3歳未満児では6人に対して1人などと指定がある。この人数で全ての職務をこなすのである。これまで、保育士に対する社会の期待が膨らむにつれて、保育士の職務は変化してきた。例えば、保護者に対する保育に関する指導なども後付の職務である。しかしながら、最低基準はそれに応じて変化しているわけではない。これは職務が特定できていなかったからに外ならない。本研究の延長線上ではじめて労働条件の検討が可能になる。

また、佐藤純子(2010)は、保育所における子育て支援への役割期待が高まっている中、アンケート調査により、待機児童の受け入れを拡大・拡充しようとする保育政策の枠組みの中で、保育所内に在宅親子のために場所を確保し、子育て支援事業を実施していくことが、保育士の限界を超える業務となっている実態を示した。また、それでもなお、保育士の多くが、自らの業務を「保育園(所)などの直接支援」と「親の育児に対する主体性を高める間接支援」の両方であると捉えていることも明らかにした。そして、今後の子育て

支援活動においては、地域の親子に対する「場の提供」だけでなく、活動を担う「保育者」や「支援者」、「親たち」が有機的に作用しあえる「子育て支援」へと検討していくことが今後の課題であろうと述べている。

佐藤の示唆する望ましい連携が行われるためにも、まず保育士の職務を特定し、その後労働条件を検討することが可能になるのではないだろうか。

小山ら(2009)は、保育士に職務負担感を自由記述させ、テキストマイニングの技法で分析した。その結果、負担感は「ドキュメントの作成」「金銭のやりとり」「園児・保護者との関係」の職務に集約された。そこでこれらを軽減するシステムを提案し、そのシステムの導入成果を検証した。検証に当たっては、保育士の17の職務(保育日誌の記入、児童票記入、指導計画作成、連絡帳記入、たよりづくり、食事の準備・片付け、園内環境整備・備品管理、園児の登園・降園状況の把握、園児の園内行事参加の有無の把握、保護者からの現金預かり、カンファレンス、延長・休日保育、園児との遊び、園児の衣服の着脱・排泄、園児の危機を予知、保護者との交流、保護者からのクレーム対応)について、システムの導入の前後で負担感をたずねた。その結果、「保護者からの現金預かり」と「園児の登園・降園状況の把握」で負担感が減少した。このようなシステムの開発とその精度を高める研究は今後も求められるであろう。

埋橋(2009)は、保育士の「やる気」を職務遂行意欲として捉える尺度の日本版を作成した。この研究では6つの職務に対する「やる気」を、内発的動機、同一視、取り入れ、外的規制、非動機づけの5つの尺度で捉えている。その職務とは「保育のプランを練る」「子どもと直接かかわる」「日誌や個人記録を付ける」「園全体の管理を行う」「保育の評価をする」「保護者に対応する」であった。埋橋はこれら6つの職務は独立しており、それぞれに対して5つの意欲を考慮することができることを示した。保育所保育指針では保育士に「喜びや意欲を持って保育にあたること」と求めているが、その意欲の質を測る尺度があるのは興味深い。

3) 今後の課題

最後に本研究の今後の課題について述べる。それは観察・聞き取りの時期の問題である。本研究で観察や聞き取りが行われたのは、平成20年8月から12月である。保育所保育指針が告示されたとはいえ、施行され

る前である。施行後でないと改定保育所保育指針に基づく保育が行われているとは言い難い。

時期に関しては、本研究にはもう1つ大きな限界がある。8月は、4月に入園した子どもが落ち着き、クラスとしてまとまりが出てきた頃である。担当保育士と保護者との信頼関係もでき、保護者とのやり取りにも余裕が生まれてきた頃とも言えよう。このように4月当初の保育士の職務と、8月から12月の職務とでは、少なくとも時間のかけ方に違いがあるといわざるを得ない。

このような時期に関する問題を解決するためには、観察を定期的に繰り返すしかないということであるが、この点が今後の課題である。

また、カリキュラムに取り入れることによって、保育士の職務に関し、さまざまな問題が浮かび上がってくるだろう。それらを集積し、養成校のあり方、カリキュラムのあり方を考えることも今後の課題である。

引用・参考文献

- 平井信義・植山つる・吉岡 毅(1973)「保育所における乳児保育の研究 —保育所での乳児保育実施及び普及に関する研究— —保育所における乳児保育実施上の諸要件に関する研究—」厚生科学研究結果報告 日本児童福祉協会。
- 全国保母養成協議会・専門委員会(1983) 課題研究報告「保母の職務内容の分析」全国保母養成協議会
- 手島信雄(1979)「保育者の職務内容と専門性に関する調査研究—幼稚園教員と保育所保母の比較—」日本保育学会大会研究論文集, 32, 314-315.
- 清水智子(1985)「鳥根県における保育所保母のヘルス・ケアに関する研究(第3報) —保育職務に関する現状と問題点—」鳥根女子短期大学紀要, 22, 99-104.
- 土田美世子・辰巳 隆(1999)「児童福祉施設における保育士職務及び実習生の実習職務」保育士養成研究 第17号 全国保育士養成協議会
- 高橋哲郎・元田幸代(2005)「幼児教育現場への適応を促す実践的保育者養成の教育プログラム—理論と実践の統合」精華女子短大紀要 31, 37-42
- 野島正剛(2006)「児童擁護の実践に関する一考察：社会福祉士と保育士の養成と職務の側面から」児童文化研究所報 28, 37-58

埋橋玲子(2009)「平成20年度児童関連サービス調査研究等事業報告書『保育士のやる気』の維持・継続性に関する調査研究」財団法人こども未来財団

小山嘉紀・藤野猛士・小山詩央里・角南正一郎・友森 正人・横田一正(2009)「保育士職業負担感の軽減に対するシステム開発に関する研究」情報文化学会誌 16(1), 39-46.

佐藤純子(2010)「保育・介護労働の現状と課題 その4—保育所における地域子育て支援の実態調査を通じて—」淑徳短期大学研究紀要第49号 99-110

本研究は、平成20年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策推進研究事業))「少子化社会における保育環境のあり方に関する総合的研究」(主任研究者 民秋言)に基づくものであり、西村重稀、吉岡真知子、清水益治、千葉武夫、森 俊之、川喜田昌代、水上彰子、青井夕貴による共同研究である。

河野利津子(子ども発達教育学科)

成田 朋子(名古屋柳城短期大学)
(2010. 10. 28 受理)